

「君が代条例」可決に怒りを込めて抗議する（談話）

大阪府議会は6月3日、教育現場をあげた反対と府民的批判の中、府の施設に執務時間中の「国旗掲揚」を義務づけ、公立学校教職員に学校行事における国歌斉唱時の「起立・斉唱」を義務づける条例を、大阪維新の会の賛成多数により可決した。これは、憲法と教育の条理を踏みにじり、民主主義を根底から破壊する暴挙であり、断じて容認できないものである。このような条例を、十分な論議も、府民的合意もなしに「数の力」で強行した蛮行に、満身の怒りを込めて抗議する。

憲法第19条は、侵すことのできない基本的人権として「思想・良心の自由」を保障している。民主主義とは、互いに意見や価値観を異にする個々人が、それぞれの存在を認めあい、お互いの意見を調整し社会を発展させていく営みであり、「思想・良心の自由」の保障は、その大前提である。歴史的経緯のなかで、国民の間にさまざまな考え方があり「日の丸・君が代」に対する態度を、条例によって一律に強制することは、この権利を蹂躪するものであり、憲法に違反し、民主主義の根底を破壊する暴挙である。さらに条例が、その目的について「府民、とりわけ時代を担う子ども」の「国と郷土を愛する意識の高揚」を掲げ、教職員にとどまらず、府民・子どもたちへの強制を意図していることは重大である。国歌斉唱時の起立をめぐって争われた裁判で出された5月30日の最高裁判決に付された千葉裁判官の意見は、国旗・国歌の問題は「強制的にではなく自発的な敬愛の対象となるような環境を整えることが何よりも重要である」と指摘している。条例による「愛国心」の強要は、民主主義社会の存続を危うくするものである。

また条例は、「学問の自由」のもと、教職員の民主的論議と合意によって運営されるべき教育現場に命令と服従の関係を持ち込み、教育活動を、行政が上から支配しようとするものであり、教育基本法第16条が禁じる「教育への不当な支配」そのものである。条例に関わって橋下知事は、「教員が権力をチェックし軍国主義の歯止めになった時代は終わった」「教育の権限と責任は選挙で選ばれた首長が負い、教員は組織の一員として上司の命令に従わなければならない」「命令に従わない教員は辞めさせるのが当たり前」などと述べ、9月議会を目途に、職務命令に違反した教職員を懲戒免職にするルールを条例化することも公言している。そもそも「行政が教育に介入してはならない」との戦後民主教育の原則は、戦前、上からの命令で教職員が軍国主義教育に駆り立てられた痛苦の歴史への反省の上に確立されたものである。今回の条例と知事のねらう懲戒条例は、命令と強制、「従わなければ辞めさせる」との脅しによって、行政が教育を思いのままに支配しようとするものであり、その行き着く先は、時の行政に都合のいい人材づくりの教育、戦争する国を支える人づくりの教育である。先述の最高裁判決に付された須藤裁判官の意見は、「不利益処分を伴う強制が、教育現場を疑心暗鬼とさせ、無用な混乱を生じさせ、教育現場の活力を殺ぎ萎縮させるというようなことであればかえって教育の生命が失われる」「教育は、強制ではなく自由闊達に行われることが望ましい」従って「強制や不利益処分は可能な限り謙抑的であるべき」と指摘しているが、条例と知事の態度はこれに真っ向から反し、教育を命令と強制で縛ろうとするものである。

この間の、条例制定反対のたたかいでは、私たちの呼びかけに応え、極めて短期間に府民的共同が大きく広がり府議会を包囲した。私たちは、この「民主主義と教育の自由を守れ」の圧倒的府民世論に深く依拠し、独裁的手法で府政を支配しようとする橋下知事と維新の会の攻撃から学校と教育を守り、憲法違反・民主主義破壊の「君が代条例」の廃止・撤回、新たな「懲戒処分条例」の阻止、憲法と教育の条理に基づく教育の実現に、全教職員、父母・府民との共同をさらに大きく広げ、全力をあげるものである。